
患者さんへ

治療名：

自己由来多血小板血漿（PRP）を用いた
筋肉への治療

目 次

1. はじめに	3
2. 多血小板血漿を用いた治療について	4
3. 多血小板血漿を用いた治療法について	4
4. 治療の方法と治療期間について	5
5. 治療が中止される場合について	6
6. 予測される利益(効果)と不利益(副作用)について	6
7. 同意取り消しの自由	7
8. 治療を受けられない場合の他の治療について	7
9. 健康被害について	8
10. 情報の開示と個人情報の取り扱いについて	8
11. 治療データの二次利用について	9
12. 患者さんの費用負担について	10
13. 担当医師及び相談窓口	11

1. はじめに

当院は、厚生労働大臣に「再生医療等提供計画」を提出し、YYYY年MM月DD日付で受理（提供計画番号：999999999）された医療機関です。

この冊子は、自己由来多血小板血漿（PRP）を用いた筋肉への治療の説明文書です。医師の説明に加えてこの説明文書をよくお読みになり、治療を受けるかどうかご検討ください。

この治療技術は、聖マリアンナ医科大学において先進医療※として許可されている製造方法、品質管理方法と同等の技術です。さらに、高度に施設環境が管理された細胞培養加工施設に血小板分離を委託することにより、安全性が高く、高品質な PRP を使用した治療を提供しています。（富士ソフト・ティッシュエンジニアリング株式会社に製造を委託しています。）また、新たに制定された『再生医療等の安全性の確保等に関する法律』に基づき、厚生労働省に届出を行って実施される治療となります。

※先進医療とは、国民の安全性を確保し、患者負担の増大を防止するといった観点も踏まえつつ、国民の選択肢を広げ、利便性を向上するという観点から、保険診療との併用を認めることとしたものです。具体的には、有効性及び安全性を確保する観点から、医療技術ごとに一定の施設基準を設定し、施設基準に該当する保険医療機関は届出により保険診療との併用ができることとしたものです。（厚生労働省ホームページより抜粋）

なお、治療を受けるかどうかはあなたの自由な意思で決めていただきたいと思います。誰からも強制されることはありませんし、誰に対しても気をつかう必要はありません。また、説明を受けたその場で決める必要はありません。この説明文書を持ち帰っていただき、ご家族の方などと相談してから決めていただくこともできます。

さらに、この治療を受けることに同意した後でも、いつでも治療をやめる事ができます。治療を受けなくても、同意された後で取りやめられた場合でも、その後の治療を受ける上であなたが不利な扱いを受ける事は決してありません。

また、あなたから採取した血液は無償でご提供いただくことになり、本治療に必要な検査や治療のための加工作業以外の目的で使用されることはありません。

治療の内容をよくご理解いただいて、この治療を受けてもよいと思われた場合は、別紙の同意文書にご署名をお願いいたします。

2. 多血小板血漿を用いた治療について

2014 年の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」施行により、多血小板血漿を用いた治療は法律に従って計画・実施することになりました。この治療に関する計画も、法律に基づいて厚生労働省に認定された「CONCIDE 特定再生医療等委員会」での審査を経て、厚生労働大臣へ届出されています。なお、この治療にかかる費用は健康保険ではなく、全て自費となりますことをご了承ください。

＜お問い合わせ先＞

CONCIDE 特定認定再生医療等委員会（電話 03-6661-8991）

3. 多血小板血漿を用いた治療法について

患者さんはしばしば血液検査と言って、採血されることがあります。日常的に行われている医療です。この「多血小板血漿を用いた治療」とは、普通に検査の時に採血するようにご自身の血液を採取して、その血液を特殊な方法で濃縮して治療に利用するという方法です。実際には採血した血液から血小板だけを濃縮して（先にも述べましたが多血小板血漿：PRP と呼びます）治療に応用するのですが、この方法は数少ない再生医療の技術の内、以前から広く実用化されており、既に欧米ではその有効性と安全性が認められています。

PRP 治療法は、患者様ご自身から採血した血液から PRP だけを濃縮して筋肉の治療に利用するという方法で、ご自身の血液を使用するため身体に及ぼす負担が少なく、副作用が少ない治療法です。

PRP を投与することによって、PRP 内の血小板に含まれる様々な成長因子が機能を発揮することで、組織の修復力の増加、さらに繰り返し PRP を投与することで、運動機能の改善を期待しています。

他の治療法としては、急性期における治療は局所安静・局所冷却・圧迫固定・患部拳上（RICE）が一般的で、亜急性期から慢性期では理学療法・物理療法・装具療法・薬物療法・トレーニング指導などが行われます

4. 治療の方法と治療期間について

《治療方法の概要と治療期間》

PRP は血小板という細胞の中に、血管新生やコラーゲンの産生を促す沢山の因子を含んでいます。この治療は、PRP 投与によって損傷した組織の再生が促進され、自己修復力の増加が期待されます。使い方は精製した PRP を打撲による損傷している患部（膝、肩、足首等の筋損傷※）に直接投与（注射）します。

治療を開始するにあたって、①まず初めに約 100mL の採血を 1 回行います。②細胞加工施設において、この血液から PRP を分離し、冷凍保存します。この間の加工に要する期間は 14～18 日です。③当院へ到着後は冷蔵保存し、7 日以内に治療（患部に直接投与）を行います。④投与から 3～4 週間経過後、2 回目の投与を行います。⑤さらに 3～4 週間経過後、3 回目の投与を同様に行い、治療は終了です。患部の状態により、治療回数や治療間隔を調整することがあります。治療終了後、異常のないことを確認するために 3 ヶ月間は定期的（概ね月 1 回）に通院していただきます。

治療効果には個人差があります。この治療法で効果がない場合は、既存の治療法も含め検討します。
※既存の治療法については担当医師とご相談ください。

※筋損傷：直達外力（例：サッカーなどで相手選手と接触したり、蹴られた時や何かにぶつけた時に起こる筋肉の傷）による筋挫傷、介達外力（例：全速力で走ったときやジャンプなどの動作で、筋肉が強く収縮されるために、筋繊維の一部に損傷が生じたもの）によるいわゆる“肉離れ”があります。

《治療を受けられない場合（除外基準）》

血液中の血小板という細胞を取り出す必要があるので、検査で血小板がとても少なかつたり、貧血がひどかったり、採血すると、針を刺した部分から出血したりする可能性がある患者さんは治療を受けることが出来ません。

また、この治療法は「バイ菌」を殺すような消毒薬のような働きは無いので、治療する目的の部位が感染していたりすると治療を受けることができません。

女性は妊娠中あるいは授乳中の場合、妊娠している可能性がある場合、治療中に避妊する意思がない場合は治療を受けることができません。

上記以外にも、施術前に詳しく検査させていただき、医師の判断で施術が受けられない場合があります。

5. 治療が中止される場合について

以下のような場合この治療を中止することがあります。場合によっては、あなたが治療を続けたいと思われても、治療を中止することができますので、ご了承ください。

- 1) あなたが治療をやめたいとおっしゃった場合。
- 2) 検査などの結果、あなたの症状が治療に合わないことがわかった場合。
- 3) あなたに副作用が現れ、治療を続けることが好ましくないと担当医師が判断した場合。

その他にも担当医師の判断で必要と考えられた場合には、治療を中止することができます。中止時には安全性の確認のために検査を行います。また副作用により治療を中止した場合も、その副作用がなくなるまで検査や質問をさせていただくことがありますので、ご協力をお願ひいたします。

6. 予測される利益(効果)と不利益(副作用)について

《期待される利益（効果）》

この治療法は、PRP 治療という再生医療技術を応用することで、損傷した組織の修復が促進され、疼痛改善効果、運動機能改善効果が期待されます。

《予測される不利益（副作用）》

患者さんご自身の血液から薬となる血小板を濃縮（PRP を作成）するために採血という操作があり、このため針を刺される痛みが伴いますが、これは血液検査の時に刺される痛みと全く同じです。採血の際に血管を傷つけて、青あざのような内出血を伴う可能性があります。また採血時の不手際で神経損傷などの危険が考えられますが、その確率は通常の血液検査時の採血のリスクと同程度です。

PRP 注射後は、注入部位が赤くなったり、腫れたり、痒くなったりと一時的（7日程度）症状がでることがあります。また、ごくまれに、注射針の穿刺部位に対し、変色、着色等の外見的に好ましくない有害事象が起こることがあります。注入部位によって異なりますが、治療当日の激しい運動や飲酒、マッサージなど治療部位へ刺激が加わるようなことはお控えてください。また、赤みや腫れを改善するためには、クーリングをお勧めします。

注射当日の入浴は主治医と相談下さい。投与部位は翌日から浴槽につけていただいて大丈夫です。

この PRP は、血液から作っていますので、血液製剤とも言えますが、他人の血液を輸血するのと異なりご自身の血液ですので肝炎とか エイズなどを引き起こすウイルスの感染の心配は全くありません。ただし、治療後 3 ヶ月間は概ね月に一度程度の来院により、異常がないことを確認する必要があります。

採血後または治療後にいつもと違う症状が現れたら、必ず担当医師または当院相談窓口に、来院または電話でご相談ください(連絡先は最終ページに記載しています)。症状を適切に判断して、副作用を軽減できるよう最善の処置を行います。

7. 同意取り消しの自由

治療を受けるかどうかはあなたの自由な意思で決めていただきたいと思います。また、同意後も、いつでもやめることができます。同意を撤回される場合でも、何ら不利益はありません。今まで通りの治療を受けることができますのでご安心ください。

同意を撤回される場合には、担当医師に、同意撤回の旨をご連絡いただき、同意撤回書のチェック欄の記載とご署名をお願いいたします。

8. 治療を受けられない場合の他の治療について

筋肉に対する従来型の治療法としては代表的なものとして以下が挙げられます。

① 足底筋膜炎の場合

非ステロイド系抗炎症剤の湿布薬や塗り薬、かかとのクッション材、足のアーチを補助する足底板を使用する。局所麻酔剤の注入や、消炎鎮痛剤を内服するが、生活に支障をきたすほど痛みが強くなると内視鏡下で足底筋膜を切り離す外科手術を行います。

② 筋挫傷の場合

受傷から間もない時期は、安静 (Rest)、冷却 (Icing)、圧迫 (Compression)、挙上 (Elevation) の RICE 処置を行います。消炎鎮痛効果のある外用薬も有効です。その後、受傷した筋肉のストレッチや筋力強化などを徐々に行っていきます。回復には通常、数週間かかります。

その他一般的な治療方法については担当医師が説明いたします。

9. 健康被害について

- 1) 本治療は、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づき製造及び品質管理しています。
- 2) 投与する成分も、お薬等の人工的に作られた化学物質ではなく、患者さんご自身の身体中の成分を濃縮して、投与するので、安全と考えられています。
- 3) 採血後の PRP 調製作業は、厚生労働省に許可を得た細胞加工施設にて無菌的に実施します。細胞加工施設では、採血した血液を分離容器及びバイアル等に移す操作を行いますが、使用する全ての容器は一回使い捨ての滅菌製品ですから安全です。
- 4) 当院の担当医師は万が一に備え、心肺蘇生の実習を受講済みです。
- 5) 本治療によって万が一、健康被害が生じた場合、通常の診療と同様に適切な治療を行います。その際に発生する治療費は当院が契約している補償保険から充当されます。

しかし、金銭的補償がなされるのは、ある程度（関節内に感染がみられた状態など）以上の障害が長期にわたる場合に限られることをあらかじめご承知おきください。なお、医療行為の過ちにより健康被害が生じた場合には、医師または当院の責任賠償保険によって賠償がなされる場合もあります。

10. 情報の開示と個人情報の取り扱いについて

この治療を受けた場合のカルテなどが治療中あるいは治療終了後に調査されることがあります。

- 1) 患者さんの人権が守られながら、きちんとこの治療が行われているかを確認するために、この治療の関係者、ならびに代理人があなたのカルテなどの医療記録を見ることがあります、これらの関係者には守秘義務が課せられています。
- 2) 患者さん自身、代諾者も閲覧する権利が守られています。
- 3) この治療で得られた発見が、その後の特許に繋がる可能性もありますが、この権利は当院又は発明者に帰属します。
- 4) 本治療中もしくは治療後において本治療に関連する品質情報を入手した場合は適切に情報を提供いたします。
- 5) 投与された PRP に由来する疾病等が発生した場合の調査のため、血液の一部を厚生労働省か

ら許可を得た細胞培養加工施設である富士ソフト・ティッシュエンジニアリング株式会社に保存させていただきますことをご了承ください。保存期間は1年（最大保存期間6ヶ月、経過観察期間6ヶ月）です。

- 6) 同意の撤回があった場合、試料の取り違えや混入が起きるかまたはそれらが強く疑われる場合、その他廃棄の必要性を認めた場合には、匿名化番号などを削除したうえで廃棄いたします。本治療に関わる個人情報は、当院管理者によって法に基づいて厳正に管理されています。保存期間は10年です。

11. 治療データの二次利用について

治療で得られた成績は、学会発表・学術雑誌掲載などにて結果や経過・治療部位の画像を公表する可能性がございますが、患者様個人を特定される内容が使用されることはございません。患者様個人が特定されると否定できないデータにつきましては再度患者様の同意を頂くこととします。また、新たに研究を行う際には、研究計画を作成し倫理審査委員会の許可を得て、患者様の同意を受けた上で、実施いたします。

研究内容については、HP上の公開、院内掲示などで患者様への周知徹底を図ります。

12. 患者さんの費用負担について

本治療は自由診療※となり、健康保険が適用にならず、全額自己負担になる治療で本来健康保険が適用される治療も含め、すべて全額自己負担となります。

施術費用は下記の通りとなります。

PRP 筋肉への治療 270,000 円

(当院がさだめた治療費用。採血及び投与 3 回分の費用を含む。)

- ・ 3 回が当院がさだめた治療回数です。治療間隔については症状を見ながら決めていきますが、3 回終了後半年間の経過観察を行い、再度治療の適応があるかどうかを決めていきます。
- ・ 治療同意後、採血を実施した際に全ての費用を頂戴いたします。
- ・ 患者様の都合又は患者様に起因する原因により治療が、中断もしくは中止となった場合、費用の返金はいたしません。
- ・ 治療内容により費用が変動いたします。施術する前に詳細な説明をいたしますので、ご納得いただいた上で施術いただきますようお願い申し上げます。

※自由診療とは、厚生労働省が承認していない治療や薬を使用する場合や、公的医療保険や診療報酬は適用さない最先端の治療、ワクチンの予防接種、健康診断や人間ドック等、患者側の希望で行う治療を自由診療としています。

13. 担当医師及び相談窓口

《 担当医師 》

以下の担当医師が、あなたを担当致しますので、いつでもご相談ください。

この治療について知りたいことや、ご心配なことがありましたら、遠慮なく担当医師にご相談下さい。

実施責任者：医療法人高遼会 高遼会病院 脇谷 滋之

担当医師：飯田 高広、乾 健太郎、岡野 匠志、安野 翔平

《 相談窓口 》

本治療への、ご意見、ご質問、苦情などは遠慮なく以下の窓口にご相談ください。

- ◎ 医療法人高遼会 高遼会病院 （ 代表電話 06-6791-0928 ）

【メモ欄】